

松本市の文化財

第 2 集

市指定文化財調査集録

松本市教育委員会

目次

一	筑摩神社の銅鐘	三
二	筑摩神社陵王の面と納曾利の面	七
三	西善寺金銅善光寺仏三尊像	一〇
四	広沢寺堆朱菊花文香合	一四
五	戸田家廟園	一七
六	百瀬陣屋跡	二一
七	牛伏寺の仏像群	二五
1	如意輪観音坐像	二六
2	男神立像	二七
3	女神坐像	二七
4	蔵王権現立像	二七
5	地藏菩薩半跏像	二七
6	奪衣婆坐像	二九
7	十王像	二九
8	童児坐像	三一
9	追儼面	三二
10	鉄磬残欠及び鉄剣残欠	三三

筑摩神社の銅鐘

一 指定項目 筑摩神社の銅鐘 (昭和三十六年一月二十四日指定)

二 所在および所在地 松本市大字筑摩二、九七三

三 所有者または管理者 松本市大字筑摩 筑摩神社

四 由緒・来歴 中世においても国府八幡と称されて、信濃守護職小笠原氏や、地域の人々の信仰を集めた筑摩神社の別当、安養寺の銅鐘であったが、安養寺廃絶の後神社の宝蔵に保存されていたものである。

鐘銘によれば、国府八幡の信仰者である源豊松丸(小笠原長棟)と沙弥永源とが大壇那となり鑄造し施入したものである。註¹

五 現状 銅鐘の法量は口径六六糎、身の高さ九〇・九糎、乳は四段四列に並び総計六四箇、撞座二箇所、直径は一三・二糎、八葉蓮華で竜頭との関係は正しく、上帯・下帯とも無い。竜頭の高さは一九・八糎、池の間の第一区とそれに続く縦帯に大きな凹みが見られる。なお竜頭の根元に莫と陰刻してある。

鑄造の年代は銘文の示すように室町時代の永正十一年(一、五二四)である。銘文は鐘の池の間二区にわたって陰刻されているが、磨滅甚だしく、判読できない箇所もある。

□	奉	施	入	□	志	□	□	□
	天	長	地	久	御	願	□	□
	国	郡	城	邑	□	□	□	□

大小□那 □ □ □ □ □ □
現世安穩 後生善處
六趣四生 三途八難
受□眾生 皆令離苦
乃至法界 平等利益

大檀那 源 豊松丸

井 沙弥 永 源

永正十一年□十一月七日

願主住持

大工□左衛門

六 価値 年代的にみて松本市内及び松本地方における最古の鐘であること。

銘文があり鑄造の経過が明白であること、時代の特色がよく出ている等により重要な文化財と云える。

七 保存状態 現在は宝蔵から出され、境内の鐘樓に釣られているが、四面に金網を張り巡らされているので、投石その他による被害はない。

参考

○名称 鐘樓に釣られる鐘であるから普通は「釣鐘」とも云われ、寺院で使われる鐘であるので、「梵鐘」とも云われ、材料が青銅で造られている場合が多いので「銅鐘」とも言われている。いずれも誤りではない。

我が国にある釣鐘はほとんど国内で造られたもので、「和鐘」とも云われる。和鐘は中国の銅器の鐘を祖型とするが

わが国には仏教とともに伝来した。

○形状 別図のように鐘身があり、笠形の上に竜頭と云う懸垂装置があり、鐘身の表面には袈裟襷と称する大小縦帯の区画があり、その間に乳を配列し、通常二カ所に撞座をもっている。裝飾のある場合は上帯・下帯・草の間に、雲文・唐草文を施すものがあり、模様は簡素である。銘文は池の間にあり、古いものは鑄出し銘、新しいものは刻銘となる。

奈良時代の鐘は全国で一六例、うち紀年銘をもつものは、京都の妙心寺鐘（六九八）、奈良の興福寺鐘（七二七）福井県織田神社（七七〇）の三口にすぎない。特徴としては、笠形上に笠形周縁と同心円の圏線があり、撞座の位置が高く、かつ竜頭の長軸線とは直角に交わる縦帯上に撞座をもつ。

平安時代の鐘には、初期と末期のものが残っているばかりで、中期約二〇〇年間のものはない。初期のものは、奈良時代の特徴がよく残り、平均口径は二・四三尺（七三糎）、奈良時代のものより小さくなり撞座の位置が低くなる。竜頭・撞座の位置・方向の関係も竜頭の長軸線上にある縦帯上に变化する。鐘銘はほとんどあり、中でも京都の神護寺鐘（八七五）と奈良の栄山寺鐘（九一七）はその銘文が立派であることで名高い。

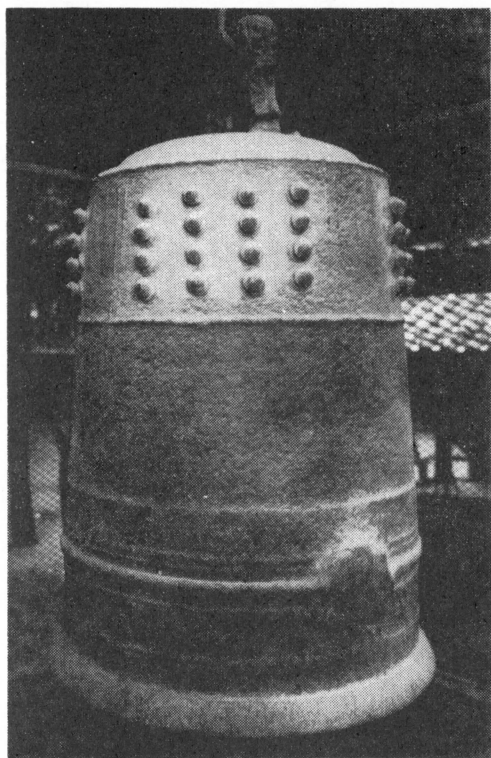
鎌倉時代の鐘は最も発達し、その製作数も飛躍的に増し、平均口径も二・一四尺となり平安時代よりも小さくなる。撞座の位置もまた下降し、鐘身の二二・六％以下となる。またすべてが一定の規格に統制されるようになり、乳の数も一区内四段四列という配列になる。しかし鎌倉時代末の南北朝時代になると、袈裟襷の手法が除々に崩れ、また乳無し鐘、四方に撞座をもつ鐘等異色のものも出てくる。

室町時代にはいると、鐘の製作数は減退し、口径・撞座の位置・竜頭の方向と撞座の位置との関係も前代とほぼ同様であるが、袈裟襷の崩れがひどくなり、撞座の意匠・竜頭の手法いずれも卑俗となり、駒の爪の部分が厚くなって外

に突出するようになる。室町時代の末桃山時代になると、製作数が急激に増し、大形となり、乳の数も一〇八(百八
煩惱を象^{かな}どり)に及ぶものがある。

江戸時代となつては、いよいよ製作数を増すが、芸術的雅致はなくなり、技術の精巧を誇るばかりである。しかしその
ほとんどは戦時中に供出され残るものは少い。

註1 鐘銘にある大檀那の源豊松丸は小笠原家嫡流の幼名で、井川城初代の貞宗・二代政長・三代長基・四代長秀・五
代政康・七代清宗・八代長朝・一〇代長棟・一一代長時皆これを称しているが、鐘銘の年号に合う人物としては一〇



筑摩神社の銅鐘

貞朝は寛正二年九月一日に生まれ、
永正一二年六月三日に没しているので
銘の年号はその前年である。長棟は明
応元年三月十九日生まれで、天文一
年一〇月八日に没しており、鐘銘時の
年令は二三才のこととなり、元服前の
幼名を使うのは疑わしいが、その頃父
貞朝は五三才で生存していたので、敢
えて幼名を使ったものであろう。また
沙弥永源とあるのは或いは貞朝のこと
かも知れない。

筑摩神社陵王の面と納曾利の面

一 指定項目

筑摩神社陵王の面と納曾利の面

(昭和三十六年一月二十四日指定)

二 所在および所在地

松本市大字筑摩二、九七三

三 所有者または管理者

松本市大字筑摩 筑摩神社

四 由緒・来歴

社伝によると雨乞いの行事のとき使用されたものとされているが、もとは伎楽面として使用されたものであろう。時代は鎌倉時代のものと鑑定されているので、その由緒も古い。

五 現状

① 陵王の面 法量は面の長さ三〇糎。面幅二一・五糎、面奥一五糎。材質は木材で彫り深く、表面に胡粉を塗り彩色してあるが、剝落した箇所もあり雄健古雅の趣きがある。

② 納曾利の面 法量は面の長さ二三・八糎、面幅一七・六糎、面奥一五糎、材質は陵王面と同様の木材で、全面に黒漆を塗り、一部に金粉を塗布した跡もみられ、上唇部には赤く朱を塗ってある。

六 価値 陵王・納曾利の二面とも、本来は伎楽の面であり、神事に伎楽奉納の行事のある神社にのみ残されたもので、筑摩神社の歴史を知る好史料であるが、同時に高い格調をもつ芸術作品としても重要であり、また作製の年代が鎌倉時代という点で、松本地方最古、唯一の伎楽面としてその価値は高い。

七 保存状態 筑摩神社宝蔵、及び松本市立博物館に収蔵展示されており、実際の神事等に使用されないため、破損のおそれはない。

参考

雅楽舞曲名の陵王の舞は、林邑八楽の一つで、奈良時代の天平八年に林邑国（安南方面）の僧仏哲がわが国に伝えたものである。平安朝となり、支那の有名な「蘭陵王破陣曲」と誤り伝えられるようになったが、しかし本来は支那でなく、印度楽であることは、舞容・楽曲・音階・仮面・轉などにより明らかであるとされている。察するにこれは当時印度で、仏教歌劇として流行していた、戒日王作の「竜王の喜び」^{トウガナンドム}の一部で菩薩と結びついたものらしいと云われている。菩薩は乘雲菩薩で、金翅鳥が竜王を殺そうとするところを、菩薩が身をもって救うという舞曲で、竜王はその一部であったものを、これを日本に伝えた仏哲が、劇中の竜王一人を引離して、これを一つの舞として伝えたものらしい。そうして本来の劇の意味を失って一つの舞楽として残った。平安朝の頃朝廷の楽制が改められたとき、支那の書籍により、これを陵王と誤り、有名な「蘭陵王破陣曲」に付会したものである。それはわが国の南北朝頃の作で新井白石の「楽考」にも、「前略、北齊の世、蘭陵王長恭、才武ありて容貌美なりしかば、戦にのぞみて必ず仮面を著し、北周の師を金塘城下に破りてその功ありし時、その容をまなびて此舞を作る」とあるのがそれである。実際に支那の「蘭陵王破陣曲」は、その音階も舞容も悉く異っていて仏哲の伝えたものではなく、またその曲もわが国には伝わっていない。

納蘇利^{ナソリ}の舞曲名の字義は不明であるが、地名によるとの説が多い。「なつそり」「双竜舞」の異称がある。この舞はいわゆる高麗楽で、新楽の小曲で高麗の一越調曲に属し、舞は二人舞も一人舞もある、舞人は胡服^{コトク}（北方異国人の服装）を着し、帽子をかぶり、動物に似た仮面をつけ、手に桴を持って舞う。仮面は金青色のものを常に用い、緑青色のものは一人舞に用うと「続教訓抄」等にも記されている。この舞を双竜の舞とする説もあるが、仮面は獣面のようでもある。番舞^{ツガイマイ}は「陵王」とする。この舞曲の起原、伝来は不明であるが、或いは陵王（竜王）と結びついて「林邑楽」として伝わったものを、後世に至って右方楽に改作したものと思われる。平安朝には主として競馬^{セウマ}節会などに用いられたと云う。「林邑楽」というのは雅楽舞曲中の一部門で、「菩薩」「拔頭」「迦陵頻」「倍臚」「安摩」「

二ノ舞」「陵王」「胡飲酒」「万秋楽」の八曲あり、それぞれ舞がついており、「万秋楽」をのぞいて各特異な意匠の仮面をつけ、その舞方も唐楽、高麗楽の場合とちがって印度楽、印度舞曲の趣を示している。

わが国に行われるようになったのは、天平八年に林邑国の仏哲が、印度の波羅門僧正と来朝した際からで、天平勝宝元年の東大寺大仏慶讃会にこれを奏し、その後しばしば行われ、朝廷の雅楽寮の中に唐楽・三韓楽と並んで林邑楽師の制が定められていた。平安時代となって仁明天皇のとき楽制の改革がされ、



筑摩神社の陵王面

その節多少改作され、唐楽と合して左方楽の中に納められ現在に及んでいる。これらの印度古楽は現在印度においては全く亡んでいるが、わが国に保存されていることは意義深いことである。筑摩神社においても、このような雅楽が演奏されたことであろうが、その時代は相当古い時代からのことと思われる。筑摩神社の由来を知る資料としても、雅楽の地方分布を知る上にもこれら二つの仮面は重要な資料といえる。



筑摩神社の納曾利面

西善寺 阿弥陀三尊像 三尊像

一 指定項目 西善寺阿弥陀三尊像 (昭和三十六年一月二十四日指定)

二 所在および所在地 松本市大字和田境一、三一五

三 所有者または管理者 松本市大字和田境 西善寺

四 由緒・来歴 もと筑摩神社の別当(神宮寺とも云う)安養寺に安置された仏像であったが、同寺が戦火によって廃絶したあと、江戸時代になって清水の念来寺に移され、明治初年の松本県の排仏棄釈の際念来寺の廃寺により、また伊那県(旧中南信の幕府領)内の寺院で、排仏の難のない和田の西善寺に遷座されたもので、以後一月七日の七草の日の開帳以外は祓仏とされて、常時公開されることはなかった。

五 現状 金銅製一光三尊の善光寺仏で中尊に阿弥陀仏、左右に観世音菩薩像と勢至菩薩像を従えているが、三尊とも火にかかり鍍金を損している。

中尊阿弥陀如来の法量は、全長五三・五糎、顔の長さ五・九糎(あごより髮際まで)肩巾一四・二糎、裾の開き一二・五糎である。両手は後補とみられ、足裏のほぞは切り取られている。

脇侍の観世音菩薩像は高さ三七・六糎、顔の長さ三・六糎、頭部に瓔珞をかけた跡があり、足裏にはほぞが付いている。ほぞの出は〇・二糎、体内に土が残っている。

他の脇侍の勢至菩薩は、全長三七・六糎、顔の長さ三・六糎、頭の上の扇形の宝冠は唐草模様であるが、焼けただれていたんでおり、左裾先は焼けて欠損し、中心の鉄芯は角形で足先までとおっている。なかこ

六 価値 鎌倉時代に善光寺信仰が全国的にひろめられると善光寺前立本尊形式の金銅仏が鑄造され、各地に配分されたが本寺仏もその一つであり、ことに国府八幡といわれた筑摩神社の別当寺旧蔵のものであるところに、歴史的な意義も深く、また鎌倉時代の鑄銅仏ということで、工芸的な価値も高い。但し、台座と光背は後補であるから、その指定を除く。

参考

善光寺如来 いわゆる善光寺如来とは、善光寺の本尊の形式によって出た言葉で正しくは「善光寺式阿弥陀如来及び両脇侍立像」と云うべきである。三尊とも立像であって、中尊の阿弥陀如来は、両肩を覆う衲衣をつけ、左手は下方にのぼして掌を前に向け、第二・三指をのぼし他の指は曲げて刀印を結んでいる。右手は上方にあげて同様に掌を前に向け、五本の指をのぼす。(但し西善寺仏は両先とも欠損している。)観世音、勢至の両菩薩は、宝冠を頂き、両手は胸の前で左掌の上に右掌を伏せ合せて印を結んでいる。背面には大型の舟形光背を置き、一つの光背の前に三尊が並ぶ、いわゆる一光三尊の形式をとり、その三尊の台座は割合に高い蓮肉の下に反花と、時によって框を配する白形の台座をもっている。(西善寺仏は光背、台座を欠く。)

三尊の大きさは中尊が一尺五寸(四五糎)、観音勢至の両脇侍が一尺(三〇・三糎)というのが普通であるが、甲府善光寺の銅造と、広島安国寺の木造の三尊像は例外として大きく、前者は一四〇糎(中尊)、後者は等身大である。

善光寺如来の形式が固定したのは鎌倉時代から、全国各地に分布している同像はほとんど金銅の鑄造物で時代はすべて鎌倉時代以降のものである。東鑑の記事によると、治承三年(一一七九)に善光寺が焼失したので、源頼朝が文治三年(一一八四)七月二十七日に、信濃の国の庄園、公領の沙汰人に造営命令を出しており、建久二年(一一九一)の一〇月に再建されたとあり、この時期を中心に、如来像が鑄られ、善光寺信仰が源頼朝の信仰を背景として各



阿弥陀三尊像

地に及んだのである。造銘のあるものは甲府善光寺の建久六年（一、一九五）滋賀県の清水寺の元久三年（一、二〇五）佐久落合の新善光寺の銅鐘の銘による寛元元年（一、二四三）、埼玉県向徳寺の宝治三年（一、二四九）、東京国立博物館の建長六年（一、二五四）、鎌倉円覚寺の文永八年（一、二七一）、広島安国寺の文永一一年等があり、銘のないものには、善光寺前立本尊ほかがある。西善寺仏は銘がないが、鎌倉時代の鑄造であることには間違いなく、脇侍の宝冠、重ね合掌印の手の位置（胸の高さで軽く重ね、甲府善光寺仏のように下腹まで下っていない。）等は善光寺仏中の優秀作といわれる神奈川県円覚寺のものによく似ている。



西善寺中尊阿弥陀如来像拈大部

広沢寺堆朱菊花文香合

一 指定項目

広沢寺堆朱菊花文香合

(昭和三十六年一月二十四日指定)

二 所在および所在地

松本市大字里山辺五、一二二

三 所有者または管理者

松本市大字里山辺 広沢寺

四 由緒・来歴

竜雲山広沢寺開山雪窓一純禪師所持の香合として同寺に伝わったものである。

五 現状 法量

直径一六・七糎、通蓋高三・五糎、蓋の高さ二・〇二糎、裏見せ縁の厚さ〇・六六糎、彫りの深さ〇・

五糎余、底の内径九・七四糎、裏底の凹み四・九五糎である。形態は円形の合口造りの合子形で、蓋裏と身の底、及び身の内は黒漆塗、身の底の左側に楊茂造の針書銘がある。(銘の全長三字で一・六五糎) また蓋裏には雪窓の文字と花押が朱筆で書かれている。堆朱の文様は菊花文で、枝菊、菊花、つぼみをあしらひ、中央の菊花は七宝つなぎ紋、花菱亀甲、身の文様は菊花文半開花二輪、つぼみ四箇をあしらっている。

開山雪窓一純和尚は室町時代の宝徳元年(一、四四九)の晋山であるので、香合の製作年代も同時代と推定される。

六 価値 堆朱は高級な工芸品であるが、右香合は精巧な作で美術的な価値も高く、また開山和尚遺愛の品ということ歴史的な価値も高い。

参考

雪叟(窓)一純和尚については、「日本洞上聯灯録」(名僧の略伝を書いたもの)につぎのような記事がある。

永平下第八世



合 香 の 寺 沢 広

新豊機堂長応禪師法嗣

江州新豊雪叟一純禪師。縁契ニ機堂ニ。嗣イデ住ニ新豊ニ。遷ニ

総持・慈眼^ニ。示レ衆曰臨濟ノ三玄洞山ノ五位、各立三宗風一、

吾無ニ一玄一亦無ニ一位一。汝等諸人作麼生カ会ス。良久シテ曰

了事ノ納僧消シ一箇一長連牀上ニ伸シテ足臥スト。信州源ノ持長

小笠建テ広沢寺一、請^レシテ師為^ニ開山ト。康正元年四月十五日

唱^ニ滅於^ニ新豊一。寿七十九。

伝云広沢初称^ニ乘蓮一濟家堂峯開^レ之。然即転宗之祖也。当時

未広沢ト称セズ、竜雲寺ト称セリト。

これによると、現在松本市里山辺林にある曹洞宗越前国慈眼

寺末、竜雲山広沢寺の改宗時の開山雪窓一純は近江国（滋賀

県）新豊寺の機堂長応禪師の法嗣であつて、新豊寺を嗣いだ

が、のち総持寺や慈眼寺（越前）に住持した。その頃信濃の

府中（松本）を領し、信濃守、信濃守護を称していた小笠原

持長（応永三年六月二日生、寛正三年六月一五日没一、三九

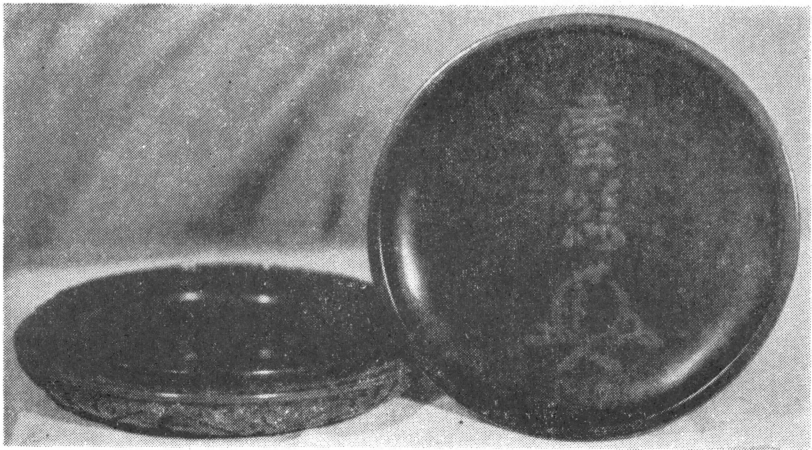
徳六一、四六二）の請いを受け広沢寺を開山した。それは宝

元年（一、四四九）のことと伝えられている。しかし一純は康

正元年（一、四五五）四月一五日新豊寺で没したとあるので永

くはこの寺に住持せず勸請開山の和尚であったようである。彼は当時一流の高僧として世に知られていたのであろう。

広沢寺ははじめ臨済宗で小笠原家の菩提寺であったが小笠原政康のとき伊奈郡開善寺（小笠原貞宗開基）の棠峯和尚を招き、この地に護法山竜雲寺を建てて開山とした。これは政康の法号竜雲寺殿天關正透にちなんでいる。のち文安三年（一、四四六）二代住職¹⁴松和尚のとき臨済宗の法灯は絶えた。（小笠原家の内紛により侑松が退陰）それにより持長のとき雪窓一純が開山に招かれ曹洞宗と替わったのである。のち小笠原長棟の代に（卒去のとき）彼の法号広沢寺殿天祥正安にちなみ竜雲山広沢寺と改められたと云う。



広 沢 寺 の 香 合 銘

戸田家廟園

一 指定項目 戸田家廟園 (昭和三十六年一月二十四日指定)

二 所在および所在地 松本市県二丁目三ノ五

三 所有者または管理者 松本市

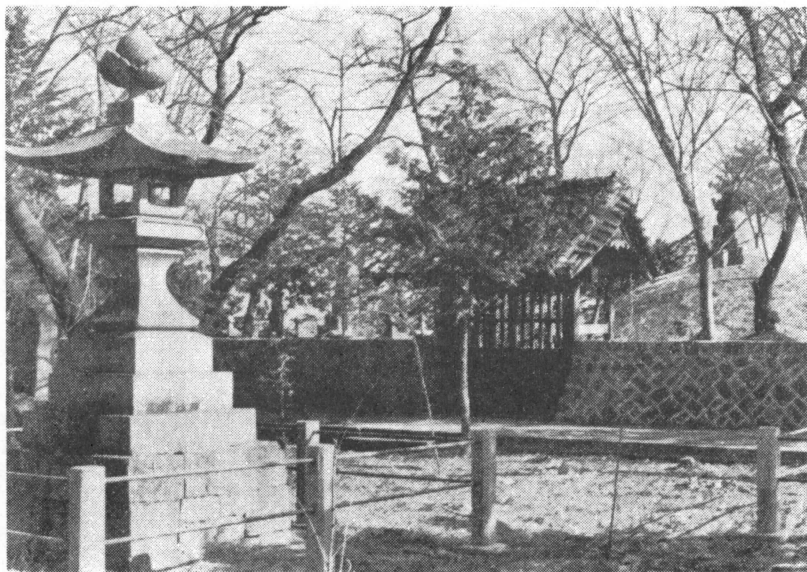
四 由緒・来歴 元和三年(一、六一七)一〇月から寛永一〇年(一、六三三)四月まで、享保一一年(一、七二六)から明治三年まで二度松本藩主として松本城に居た戸田家歴代の廟所であるが、戸田家の子孫戸田康英氏が、昭和三〇年全域を松本市に寄付したことにより、松本市の所有となり、今まで一般に「お塚」と呼ばれた地帯が、戸田家廟園という名に変わった。

戸田家初代の丹波守康長は本姓藤原氏で先代は三河国にあって松平家(徳川家)とは同格の家柄であった。康長の代に家康に協力して大名となり、武蔵国東方一万石、のち上野国白井二万石、また下総国古河、常陸国笠間三万石、上野国高崎五万石と累進、松本七万石を領した。康長の正室は徳川家康の同母妹松姫であったので、松平の姓と三っ葉葵の紋章を許され、代々松平丹波守を称した。元和九年徳川秀忠の世子徳川家光の付随を命ぜられ、二代將軍秀忠の死後、病に臥したが、家光は侍医野間玄琢を派遣してこれを見舞った。寛永九年(一、六三三)一二月一二日病い改まって松本城中に没した。時に年七一、城東埋橋の地に葬り墓所とした。法号は祥雲院一運宗智と云う。松本城主の中で、松本城中で没し、松本に墓所をもったのは康長をはじめとする。松姫との間に一男一女あり、男子を孫六郎永兼と云ったが、病身(喘息)のため家をつがず元和五年六月一日松本に没し(四〇才)全久院に葬った。(当時の菩提寺全久院は中町

のもと本立寺の地にあった。なお、正室松姫は三河二連木の館で永兼が九才の時死んで墓は同地にある。次男の忠光は加賀守に任じられ、寛永六年江戸屋敷で没し、家をつがなかつた。よつて三男の康直が丹波守に任じ二代戸田家をついだ。右は明石に転じ松本に墓所はない。康直には嫡子がなかつたため一度家を絶たれたが、將軍家縁故の故をもつて忠光の子光重に新規受封させ丹波守に任じ、美濃の国加納に転じさせた。四代光永を経て五代光熙のとき山城国淀に、六代光慈の代志摩国鳥羽城に転じ、享保一〇年に再び松本に帰り六万石を領した。光慈は一六年八月病をもつて江戸に没し、遺骸は美濃桑山の菩提寺智勝院に葬つた。七代の光雄は延享五年(一、七四八)一月江戸に没し、美濃智勝院に葬る。八代光徳は宝暦九年一月(一、七五九)江戸に没し、同じく智勝院に葬むる。九代光和は安永四年(一、七七五)七月江戸に没し、同じく智勝院に葬むる。一〇代光悌は天明六年(一、七八六)六月江戸に没し智勝院に葬むる。第一道光行は天保一〇年一月七日治封一五年の後七四才で没したが、その遺骸は松本の埋橋の廟所に葬つた。法名は瑞光院詳巖道麟、墓地に五輪の碑石が建たつてゐる。一二代光年は天保八年(一、八三七)二月四日松本城で没し、全久院で葬儀を営み、埋橋の廟所に葬つた。享年五七才、法号は神竜院大光啓雲、その治政は三八年に及び種々治績を挙げている。一三代光庸は弘化二年一〇月治政九年四八才で隠居し明治一年九月八一才で没し、東京染井の墓地に葬つた。光庸は生前学問を好み詩書をよくしたが、埋橋の廟所にある「松平氏警域碑」の銘は彼の撰筆であり、他に深志天神内の戸田氏筆塚銘、浅御殿山「鴛止山記」の碑は彼の撰筆である。一四代光則(後みつひさ)は弘化二年(一、八四五)一八才で家督をつぎ廢藩に至つた。

五 現状 廟園は石垣によつて囲まれ、その中が東西の二区間に分けられ、前面(西側)の外域、後方(東側)の内域と二つに分けられている。内域の南側に石垣をめぐらし封土を盛りあげた丹波塚があり、その墳上に大きな五輪の石塔が

あり、碑の地輪に「祥雲院殿一運宗智大居士」と彫られ、前面に石の香鉢が供えられている。丹波塚の北に丹波守光行や、光年等藩主の碑、その他関係者の碑があるが、光行の碑には「瑞光院殿祥巖道麟大居士」とあり、光年の碑には「神竜院殿大光啓雲大居士」と刻まれている。また慶応元年五月没の戸田光領（若死した）、及びその室蜂須賀氏の五輪碑、松平虎千代の髪塚、一〇代光佛（天明元年五月没）・一三代光庸の碑文（弘化二年二月没）その他、奉獻の石燈籠等がある。戸田氏の松本における菩提寺は、全久院で、先の戸田氏ときは中町に、後の戸田氏ときは本町の水野氏の菩提寺春了寺跡に置かれたが、埋橋の廟所には初めには寺は無かった。しかし安政二年（一、八五五）に廟所の寺として前山寺をここに移したが、明治三年（一、八七〇）排仏棄釈の際、全久院も前山寺とともに廃され、いま僅かに前山寺の長屋門、井戸等を残しているに過ぎない。しかし廟域内に前山寺歴代住職らの墓碑があり、廟域の西道をへだたてて松本旧藩士の墓碑が多く残っている。



廟 園 全 域



丹 波 塚

六 価値 松本には六万石乃至一〇万石の大名が、石川氏・小笠原氏・戸田氏・松平氏・堀田氏・水野氏・戸田氏と七回も交替しているが、大名の廟所として残っているものは小笠原氏の広沢寺、水野氏の玄向寺（本郷村）と戸田氏の埋橋の廟所のみである。さいわい戸田家の場合は、その全域が戸田家の当主から松本市に寄付されたので、その環境、碑石等を含め保存し、江戸時代の大名家の墓制を知る資料として、その価値は高い。

百瀬陣屋跡

一 指定項目 百瀬陣屋跡 (昭和三十六年一月二十四日指定)

二 所在および所在地 松本市寿区百瀬一、一六九番地

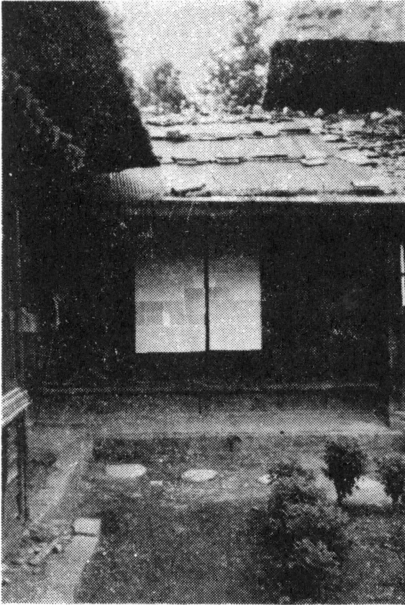
三 所有者または管理者 松本市寿区百瀬一、一六九 近藤正康

四 由緒・来歴 諏訪高島三代の諏訪忠恒は、大坂の役のあと、五、〇〇〇石の加増を受け、これを二人の子供に分知しようとした。四代忠晴の代明暦三年三月に父忠恒の意志をつぎ、忠晴は筑摩郡内田村(松本市内田・塩尻市南内田)八九七石六斗八升および赤木村二八七石七斗九升の一部(上赤木村一〇三石五斗五升一合六勺)、合せて一、〇〇〇石余の地を弟頼久に分知した。これが旗本諏訪氏百瀬陣屋のはじめである。はじめ頼久は家臣三井甚兵衛を代官として治めさせ代官所を内田村に設けさせた。ところが一五年後の寛文二年(一、六七一)に赤木山入会の山論が起ったのでこゝうした争いが諏訪氏の本家と別家との間に起ることはよくないので、所領変更をし、内田と上赤木を本家領に戻し、別に瀬黒・竹淵・白川の三箇村と百瀬村の一部を頼久の知行所とした。当初の代官は三井又左衛門で元禄一三年没、つぎの三井郡左衛門は寛延三年没し、享保の初年に荻原六郎左衛門と近藤吉左衛門とが、二代領主から交代で代官をするように命ぜられ、その後近藤吉左衛門が御用人格兼代官となり、四〇石二人扶持を受けた。以後近藤家が明治維新まで代官職となった。天保年間から近藤家の俸禄は六〇石三人扶持にのぼり、代官の下に手代一人、下役二人があった。明治元年二月、一五代將軍徳川慶喜の大政奉還により、全国の幕府領は朝廷のものとなったので、同年旗本領であった百瀬代官所も廃され、名古屋藩取締所の支配下に入り、翌二年六月には中南信の旧幕領を取りまとめて伊那県ができ、県庁

が伊那郡飯島村の旧幕府領代官所に置かれたので、この地も伊那県となった。同四年一月伊那県も廃され筑摩県に属したが、その時の高は百瀬・白川・竹瀨・上瀬黒・下瀬黒五箇村で一、五二七石一斗五升六合八勺七才であった。

五 現状

建物とその内部および付属地



改築前の陣屋の一部



陣屋の土堀

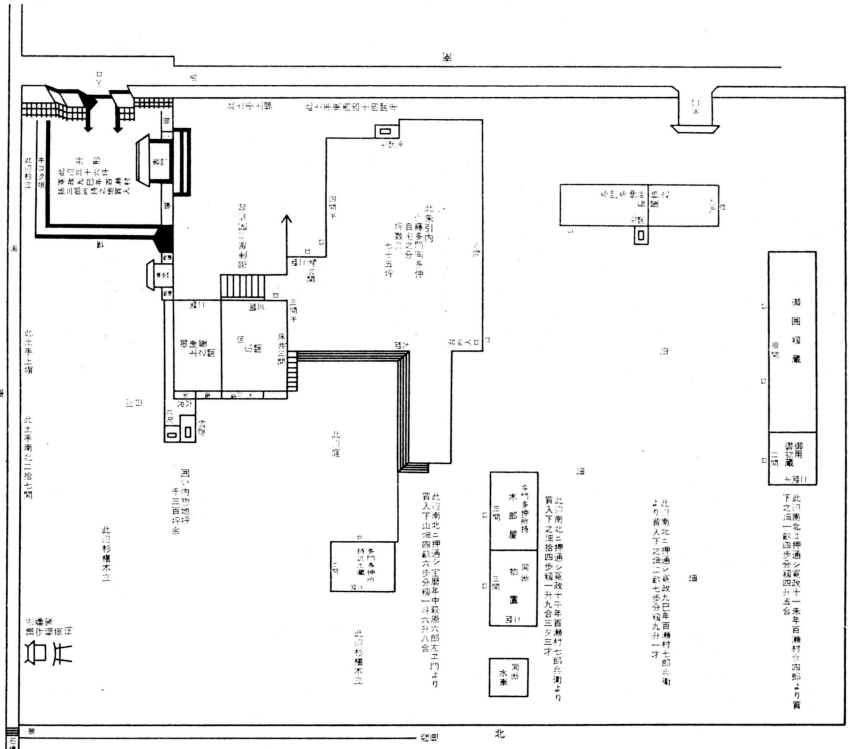
(一) 建物とその内部

(1) 陣屋 間口五間奥行三間、茅葺屋根の建物であったが、近年に至って瓦葺きに改められた。建築年代は不明であるが江戸時代中期以後と推定される。正面に三尺（九〇・九糎）に一間半（二・七二米）の玄関式台があり上の間東面の庭（白洲）に面して三尺（九〇・九糎）の縁がついて居、そこから雪隠に通じている。また玄関の西面には出口があったが、今は取り払われているが、以

先代近藤吉左衛門多仲勤役中所持之居屋敷地
江、去ル文化元子年以来、上之御普請有之後
日紛敷可相成哉三付、文化六巳年絵図面差出
置候処、今般絵図面可差出旨御申越ニ付猶又
取調凡見取絵図認差出申候下絵図

元治元年甲子年七月

近藤多門
近藤多仲



前は代官住宅に通じる廊下があった。屋内は別図のように二間(三・六三米)に三間(五・四五米)の上の間と三間(五・四五米)に三間の広間は唐紙によって区切られ、両間とも床がついている。

(2)表面・冠木門・土塀 陣屋の建物と同時代の建築と推定されるが、大分破損している。

(3)雪隠 一間(一・八米)に一間(一・八米)の建物で同時代の建造と思われる。

(4)御用書物蔵 二間(三・六三米)に二間半(四・五四米)の土蔵造りで、二階造りになっており、二階には当時の文書記録が、二つの長持(当時のもの)につまっており保存されている。

(5)御囲い糶蔵 間口一〇間(一八・一米)奥行二間半(四・五四米)の土蔵で、入口から二箇所あり、御用書物蔵と棟続きになっている。

(6)裏門および正面土塀 西側正面には長い土塀があり、正面向って左に裏門がある。ともに当時の面影をなしている。

(二)屋敷敷地

この陣屋は代官近藤氏の居宅およびその付属物と共存し、同時代に改築された建物が配置されていたが、その後現状のようにまた改築され従前の面影はないが、僅かに土蔵・物置の一部、鎮守の稲荷等には当時の様子が残っている。屋敷地は土居(土手)と枳形にかこまれ、前面(南部)の道路、背面(北部)の溝等は旧態を存している。

なお右陣屋は、明治三三年頃から松本区裁判所寿出張所(登記所)にあてられ、その際若干建物は改良されている。

牛伏寺の仏像群

一 指定項目 牛伏寺の仏像群 (昭和三十七年八月三十一日指定)

二 所在および所在地 松本市大字内田二、五七三

三 所有者または管理者 松本市大字内田 牛伏寺

四 由緒・来歴 牛伏寺はもと鉢伏山の中腹にあり普賢院と称したと寺伝にあるが、現在地に位置したのは後世のことである。もと鉢伏山の信仰(水の信仰)から山頂に鉢伏権現をまつり、その里寺的性格があったようであるが、平安時代の半以後において、埴原牧や北内牧を管理した豪族の信仰を中心に真言宗の^{みくまり}大寺が営まれ、吉野の水分の山金峯山を山号とし、金峯山牛伏寺が営まれ、その寺域は山頂・山腹・山麓と東西に広がり、西は小池方面に達し、それぞれ仏堂を置いて仏像を配した。豪族埴原氏は発展して村井氏となったと推測されるが、豪族退転の後も長く一般民衆の信仰を集め連綿として明治時代に及んだ。明治三年松本領には藩主戸田氏により排仏棄釈の暴挙が行われたが、元和三年(一、六一七)以後この地は付近一三か村(旧部落)とともに諏訪高島藩の所領となり、東五千石と称したので、排仏の災に逢わず、その寺堂を損うことがなかった。寺域森閑として大樹林にかこまれ、後ろに翠巒をひかえ前に牛伏寺川の溪谷を通して、松本平から西方北アルプスを望み誠に靈域の感が深い。

厄除十一面観音の祭日の賑わいも格別で今なお一般民衆との接触は深い。すでに旧国宝、重要文化財に指定されているものには等身大の厄除観音と云われる十一面観世音菩薩、定朝様式をもつ釈迦如来坐像、薬師如来坐像、十一面観音脇侍、不動明王と多門天、釈迦如来の脇侍普賢菩薩・文珠菩薩、その他大威徳明王がある。次に記す仏像等は、これら

五 現狀

1 如意輪觀世音坐像

- (一) 法 量 像高二・九一尺(八八糎) 仏頂より顎まで一・二二尺(三七糎) 髮際から顎まで四・九寸(一五糎) 面幅五・三寸(一六糎) 面奥七・六寸(二三糎) 膝高右一・〇九尺(三三糎) 左三・九寸(一二糎) 臂張二・六五尺(七九糎) 膝張二・六五尺(七九糎) 坐八・六寸(二六糎) 蓮坐高さ一・五五尺(四七糎) 蓮坐径三・三三尺(一一〇糎) 法輪径二・〇寸(六糎)

の文化財とともにこの寺に長く蔵されたものである。なお寺院の縁起、伝説等も多くあるが、これを略す。



如意輪觀世音坐像

- (一) 材質形状 松材寄木造、坐像六臂、彫眼・漆箔・宝髻後補その他にも後補の部分があり、台座も新しい。
- (二) 製作年代 藤原時代（記銘なし）
- (三) 由 緒 昔から牛伏寺客殿の本尊として安置されていたもの。
- 2 男神立像一軀
- (一) 法 量 高さ二・〇四尺（六二糎）
- (二) 材質形状 松材一木造 胡粉彩色
- (三) 製作年代 平安時代末（記銘なし）
- (四) 由 緒 もと鉢伏権現の神体と伝えられているが、現在は牛伏寺境内の太子殿に安置されている。
- 3 女神坐像二軀
- (一) 法 量 高さ二・一尺（六二糎）同一・一尺（三三糎）
- (二) 材質形状 松材一木造 両像とも垂髪唐服姿である。胡粉彩色あり、膝は欠損している。
- (三) 製作年代 平安末〜藤原時代（記銘なし）
- (四) 由 緒 3に同じ。
- 4 蔵王権現立像
- (一) 法 量 像高三・一五尺（九五糎）
- (二) 材質形状 松材一木造 右腕及び左右の足に釧をつけ、片足を挙げ怒相をあらわす。右手首欠損。全体に虫喰いが甚しく古色がある。
- (三) 製作年代 平安時代中期（記銘なし）
- (四) 由 緒 鉢伏山蓬堂にあったと伝えられるものであるが、恐らく鉢伏権現の本体であろう。
- 5 地藏菩薩半跏像（牛堂本尊）
- (一) 法 量 像高一・九一尺（五八糎）面長三・九五寸（一一糎）面幅八・二五寸（一〇糎）膝張一・〇二尺（三一糎）坐奥五・三寸（一六糎）



- (二) 材質形状 松材寄木造 銘文別記。
(三) 製作年代 南北朝時代の至徳二年。
(四) 由 緒 延命地藏菩薩で、観音堂裏手の地藏堂に安置されていたものである。

像立現権王蔵

6 奪衣婆坐像 一軀

(一) 法 量 像高二・五四尺(七七糶) 頂より顎まで七・二五寸(二二糶) 髮際から顎まで六・〇寸(一八糶) 膝高

一・一尺(三三糶) 臂張二・一八尺(六三糶) 坐輿六・六寸(二〇糶)

(二) 材質形状 松材寄木造 胡粉彩色の剥落が甚だしい。鼻の先端及び右足先欠損。

(三) 製作年代 室町時代応永二九年、胎内に墨書銘がある。(銘文別記)

(四) 由 緒 この像は牛伏寺の十王堂内に安置されたものである。

7 十王像 一二軀

(一) 法 量

(1) 泰 広 王 像高 二・七四尺(八三糶)

(2) 初 江 王 〃 二・八一尺(八五糶)

(3) 宗 帝 王 〃 二・七四尺(八三糶)

(4) 五 官 王 〃 二・七七尺(八四糶)

(5) 閻 魔 王 〃 二・九七尺(九〇糶)

(6) 変 成 王 〃 二・八〇尺(八五糶)

(7) 太 山 王 〃 二・六一尺(七九糶)

(8) 平 等 王 〃 二・六七尺(八一糶)

(9) 都 市 王 〃 二・七七尺(八四糶)

(10) 転 輪 王 〃 二・八〇尺(八五糶)

(11) 司 録 〃 三・〇四尺(九二糶)

(12) 司 録 〃 三・〇四尺(九二糶)



奪衣婆坐像



十 王 像

- (二) 材質形状
奪衣姿を含めて一三体は一連の作と思われる。松材の寄木造り、全部胡粉彩色がある。
- (三) 製作年代
桃山時代 慶長一七年別に胎内その他に墨書銘がある。
- (四) 由 緒
いずれも牛伏寺境内の十王堂内に安置されてきたものであるが、現在は客殿の一部に保存されている。



十王・地藏尊等群像

8 童児坐像 付子持石

(一) 法 量 像高一・五五尺(四七糎) 面長四・三寸(一二糎) 面幅三・九五寸(一二糎) 膝張八・九寸(二七糎)

坐奥三・九五寸(一二糎)

(二) 材質形状 桧材寄木造 裳をまとして片膝を立てた坐像で左手に宝珠を持っている。胡粉彩色を施してあるが剝落

が多い。裳に彩色模様があり、面相優美であるが鼻の一部を欠く。

(三) 製作年代 室町時代末(記録なし)

(四) 由 緒 婦人がこの像を抱けば懐妊すると伝えられる。普通「おからこ」と呼ばれている。人形彫刻の源流を語る価値がある。子持石も子授けの伝承をもっている。



童 児 坐 像

9 追儺面 二面

(一) 法 量(1)面径八・五寸(二五糶) 面長九・九寸(三〇糶) 面奥二・九五寸(九糶)

(2)面径八・九寸(二七糶) 面長九・九寸(三〇糶) 面奥二・九寸(九糶)

(二) 品質形状 木材でつくられ、(1)は赤鬼、(2)は青鬼で裏面に永禄十年の墨書と梵字の「きや」が書かれている。

(三) 由 緒 寺伝にも追儺面として伝えられているが、天保一四年(一八四三)の「善光寺道名所図会」によれば

「例年正月七日、転流大般若同夜戌乃刻、追儺の祭として厄年の者ども麦藁炬を多く取持て鬼を追の式

あり、鬼二人鋏杖を持、先へ幣を担ぎ、鬼

の後に大太刀を持って戦のさま烈し、雪中に

大箆を焚並て白風の如くなるに童男・童女

群参して一山震動せり」云々とあるごとく

追儺の儀式に使用したものである。



赤 鬼 面

右墨書銘

赤鬼の面の裏面 墨書

右側

梵字(きや)

奉奇進

敬白

武運長久 主

左側

丁時永禄十稔 丁卯十二月廿六日

青鬼の面の裏面 墨書

右側

梵字(きや) 奉造

左側

永祿十年丁卯十二月廿六日

10 鉄磬残欠及び鉄剣残欠五口分

(一) 法 量(1)鉄磬 二〇糶×六糶 大きく二つに割れ錆が甚だしい。

(2) 鉄剣 長さ二七糶、二六糶、二・六糶、二二糶、二一糶と五口あり錆甚だしい。

(3) 青銅鏡破片 二五糶×二五糶

(二) 製作年代 平安時代と推定される。

(三) 由 緒 牛伏寺の旧位置蓬堂跡から出土したものととして伝えられている。特に鉄製の磬のこの時代のものは珍しい。



青 鬼 面

別記 佛像胎内銘

一 地藏菩薩半跏像（銘墨書胎内腹部）

文阿源信盛

大檀那源豊重

取以檀那沙称見阿

至德二年丁卯五月廿四日

建立之

慈久禅定尼

（像内背部銘）

高尊□賢覚賢慈真観阿観□

□阿妙阿禅尼

理覚理性 忠藤厩松 妙性禅尼

大阿

昌賢昌祐

慈母禅尼
性円貞次

頼什

理濁 取栄
加国治部

久国

弥太郎 七郎 五郎

□□□□明鏡□従会

西□□□□□
筑波云□□□□讚岐云
□□

昌範

二 奪衣婆像(銘胎内墨書)

十王牛伏寺アリ

金峯山

筑摩郡小池郷牛伏寺大門

応永廿九年壬寅三月廿六日地藏堂

大旦那波多大和守清勝

歳六十六才 誌之

願主 小池殿左馬亮信□

太才 五十九才

三 十王像(銘胎内墨書)

1 都市王

梵字(さく) 勢至都市王

一週忌

慶長十七年壬子七月八日

炎上之御 当住 憲康法印

誌之了

2 太山王(膝裏面)

梵字(べい) 薬師
太山王

慶長十七年壬子七月八日

当住 憲康 法印
炎上之砌 誌之了
身心安楽

3 五官王(背部下)

梵字(まん) 普賢大士

五官王

四七日

当住 憲康 花押

4 宗帝王(背部下)

慶長十七年壬子

七月八日

志之

梵字(まん) 文珠

三七日

宗帝王

法印憲康

(右膝に七とある)

5 泰広王 (背部下)

慶長十七年壬子七月八日

初七日 梵字 (かんまん) 不動泰広王

炎上之砌 当住 憲康法印 花押

誌之者

現当二世

垂哀悲玉へ

(膝裏に初七日とあり、左の膝頭に五の字らしいものが見える)

6 变成王 (背部下)

梵字 (ゆう) 弥勒变成王

三会睨父定

值遇シ玉へ

六七日

慶長十七年壬子七月八日

炎上之砌 当住 憲康法印

誌之了

7 閻魔大王 (背部下)

梵字 (ら) 地藏

五七日 閻魔王

慶長十七年壬子七月八日

炎上之砌 憲康法印

誌之

(左膝に王らしい字がみえる)

8 転輪王(背部下)

梵字(きり) 弥弥陀

第三年

転輪王 憲康法印

誌之了

(左膝に二の字がある)

9 初江王(背部下)

梵字(さ) 釈迦

二七日 初江王

慶長十七年壬子七月八日

炎上之砌 憲康法師

当住之砌 誌之

10 平等王 (背下部)

(右膝に四とある)

現世安穩

梵字 (さきやん)

觀音平等王

後生善処

百ヶ日

慶長十七年壬子七月八日

炎上之砌当住 憲康法師

誌之

(右手甲に四とある)

11 司命司録 (1) (膝下裏)

慶長十七

壬子七月八日

炎上之砌

憲康法師

誌之了

(左膝上に十らしい字がある)

(2) 司命司録 (胎内)

□ 録

□ □

□ □ □ 七年 壬子

□ □ 憲康

□ □ □ 万

(左足に十一らしい字がみえる)

あ　と　が　き

本書は、昭和四十四年三月松本市の文化財「第二集」として刊行されたものですが、残部僅少のため、再版したものであります。

本集録刊行の目的は、文化財の基礎調書としてはもちろん郷土の歴史の理解及び文化財愛護意識の高揚又、一般教養に資すれば幸いと思えます。

尚、本集録には重要文化財14件、史跡2件が掲載されております。

昭和五十二年三月一日

松本市教育長　赤　羽　誠